

## 第11回評議会議事録

日時：平成17年1月6日 17:11-21:08

場所：JPF

出席：

### 評議員

外務省 : 上村 司  
三菱財団 : 石崎 登  
学識経験者 : 中村 安秀  
AAR : 堀江 良彰 (NGOユニット枠)  
WVJ : 池田 満豊 (NGOユニット枠)

### 評議会アドバイザー

社会貢献担当者懇談会 : 森 信之  
前評議会議長 : 長 有紀枝  
広島県 : 富永 嘉文

### 評議会ゲスト

外務省 : 中野、町田  
学生ネットワーク : 石川  
AAR : 紺野  
ADRA : 橋本  
BHN : 篠原、野中、福島  
HuMA : 鶴飼、島田  
JCCP : 阿曾村  
JEN : 青島  
NICCO : 小野  
PWJ : 國田、齋藤  
SCJ : 宮下  
SVA : 三宅、関

### オブザーバー

学生ネットワーク : 斗ヶ澤、相田  
JMAS : 奈良  
長崎大学熱帯医学研究所 : 國井  
平和貢献NGOs 広島 : 村田  
衆議院 : 川内

事務局 : 高松、吉田、出原、谷口

座長 : 池田満豊

### I. 定足数確認

評議員定数6名のうち、出席評議員数5名をもって定足数を確認した。

### II. 配布資料の確認

- (1) 事務局：第11回JPF評議会次第
- (2) 事務局：議案1 第9回議事録の承認
- (3) 事務局：第9回評議会議事録（案）
- (4) 事務局：議案2 第10回議事録の承認
- (5) 事務局：第10回評議会議事録（案）
- (6) 事務局：議案3 支援事業計画の承認
- (7) 事務局：スマトラ島沖地震被災者支援事業（緊急支援事業）概要取りまとめ表
- (8) AAR：スリランカ、ガール県(Galle)避難民への生活用品緊急配布事業計画書
- (9) ADRA：伝染病予防教育及び緊急支援物資配付事業計画書
- (10) BHN：スリランカ被災者へのVHF非常無線網構築・FM放送局開設支援事業計画書
- (11) HuMA：スリランカ緊急医療支援事業計画書
- (12) JCCP：トリンコマレー県環境整備等事業計画書
- (13) JEN：ハンバントッタ県における緊急生活用品配布事業計画書
- (14) NICCO：スリランカ・ハンバントタ県における仮設住宅とトイレの建設事業計画書
- (15) PWJ：スマトラ島北部被災地における食糧・物資配給ならびに医薬品供給事業計画書
- (16) SCJ：スリランカ・マータラ県及びゴール県における日常生活物資配給事業計画書
- (17) WVJ：インド津波被害緊急支援事業計画書
- (18) NGOユニット：スマトラ島沖地震支援中間モニタリング事業計画書
- (19) 事務局：JPFプレスリリース No.2004-9（予定稿）

### III. 議事

#### (1) 第9回議事録の承認について

事務局から先にメール送信済みの第9回評議会議事録(案)に対し、外務省より下記のとおり訂正要請がなされ、審議の結果、訂正後の同案をもって第9回評議会議事録とする旨、全会一致で可決承認した。

（訂正箇所：III. 議事（15））

訂正前：「・ 想定される臨時持ち回り評議会において連絡がとれ、その承認が得られれば出勤するとする4人の中に外務省評議員を必ず含めるようにすること。」

訂正後：「・ 想定される臨時持ち回り評議会において連絡がとれ、その承認が得られれば出勤する。特に政府資金を活用する場合には4人の評議員の中に外務省評議員を必ず

含めるようにし、経費支出についての外務省の事前承認を得ることが必要である。」

(2) 第10回議事録の承認について

事務局から先にメール送信済みの第10回評議会議事録(案)に対し、外務省より下記のとおり訂正要請がなされ、審議の結果、訂正後の同案をもって第10回評議会議事録とする旨、全会一致で可決承認した。

(訂正箇所：Ⅲ．議事2.)

訂正前：「(… 前略…)状況にあわせ機動的に経費支出を行うこととし、財源整理は別途行うことを承認した。」

訂正後：「(… 前略…)状況にあわせ機動的に経費支出を行うこととし、財源整理は別途行うことを承認した。ただし、外務省から、この追加支出の経費負担をすることは不可能である旨付言。」

(3) スマトラ島沖地震緊急支援事業計画の承認について

各申請団体より配付資料に基づき計画内容の説明がなされ、審議の結果、全会一致で夫々の計画について次のとおり決定した。さらに、この結果に関して事務局作成の予定稿のラインで本会終了後速やかにプレスリリースを発信することを承認した。

また、今回の被害の詳細が明らかになるにつれ、本会に申請のあった地域以外にもタイやマレーシア等で大きな被害が発生していることが分かってきたことから、本会から参加NGOに対し、1団体あたり1国に限定することなく、さらにインドネシアやタイ、マレーシアでの支援活動を促す発言があり、ADRA、BHN、SCJ、SVA、WVJから関心表明がなされた。なお、その際、政府資金による対象事業は緊急人道支援であることから、支援の可否についてはそれぞれの国毎の状況を踏まえ、ケース・バイ・ケースで判断されるべき旨附言された。

① スリランカ、ガール県(Galle)避難民への生活用品緊急配布事業 (AAR)

計画を承認する。

② 伝染病予防教育及び緊急支援物資配付事業 (ADRA)

計画を承認する。

③ スリランカ被災者へのVHF非常無線網構築・FM放送局開設支援事業 (BHN)

計画を承認する。

ただし、本件事業を実施するに当たり相手国政府の権限ある機関から得ておくべき許認可については、口頭によることなく、文書の取り付けが行なわれたことを事務局において確認するとともに、在スリランカ日本国大使館を通じた確認も並行して行なわれることを条件とする。

④ スリランカ緊急医療支援事業 (HuMA)

資金助成ガイドラインの規定によると、同団体は既に今年度助成額の上限に達しているため計画承認できないところであるが、今回同団体が行なおうとしているスマトラ島沖地震緊急支援の内容に鑑み、特に同ガイドライン適用の例外とする。

ただし、政府資金による助成対象とはせず、民間資金を活用した事業費1千万円規模

の範囲内に計画の組み直しをして再申請した場合に、別途然るべく審議のうえ承認の可否を決定することとする。その場合、現計画との差にあたる部分については、さらにその後で追加申請することを容認する。

なお、資金助成ガイドラインについては、別途改めて審議のうえ見直しすることを確認した。

⑤ トリンコマレー県環境整備等事業（JCCP）

計画を承認する。

⑥ ハンバントッタ県における緊急生活用品配布事業（JEN）

計画を承認する。

ただし、現行の配給セットの単価は現地の生活水準に鑑み高額であるため、生活用品配布にかかるセット単価を5千円以下に減らすことを条件とする。

また、本件事業が現地NGOと組んで行なわれることに鑑み、予算執行管理をJENにおいて特に注意して行うよう付言した。

⑦ スリランカ・ハンバントタ県における仮設住宅とトイレの建設事業（NICCO）

計画を承認しない。

住宅等の建設場所を特定したうえ、同地において建設事業を行なうのに必要な地権・都市計画等関係の実施諸条件を整理のうえ、適切な建設工程で再度申請された場合には、改めて審議のうえ承認の可否を決定することとする。

⑧ スマトラ島北部被災地における食糧・物資配給ならびに医薬品供給事業（PWJ）

計画を承認する。

⑨ スリランカ・マータラ県及びゴール県における日常生活物資配給事業（SCJ）

計画を承認する。ただし、日常生活物資配布事業にかかるセット単価を5千円以下に減らすことを条件とする。

⑩ インド津波被害緊急支援事業（WVJ）

計画を承認する。

ただし、実施期間を45日以内として、実施事業の精査を行なうことを条件とする。

⑪ スマトラ島沖地震支援中間モニタリング事業（NGOユニット）

計画を承認する。

(4) 次回評議会の開催日時・会場について

平成17年1月24日17時よりPWJ事務所にて開催することとした。

なお、終了後にJPF学生ネットワークの主催でJPF新年祝賀レセプションを開催することを確認した。

(5) イラク要員の紹介について

イラク要員として新たに業務を行なうこととなった佐藤美央氏及び天宮慶子氏が紹介された。

以上